

# カーボンフットプリント制度試行事業 PCR認定委員会 ～委員会審議における判断事例集～

番号	PCR該当項目		テーマ	判断の内容	判断に関するPCRの記述例	委員会開催日	適用日
	No	項目					
1	6	全段階に共通	各ライフサイクル段階で発生する廃棄物のシステム境界	廃棄・リサイクル段階以外から廃棄される廃棄物をリサイクルする場合には、リサイクルの準備プロセスまでに発生するCO2排出量を計上する(PCR策定基準の「2.(7)リサイクルの取扱基準」を準用)	【例:各段階におけるプロセス】 ・各段階(廃棄・リサイクル段階以外)から廃棄される廃棄物のリサイクルの取扱いについては、リサイクルの準備プロセスまでを計上する	第1回 (8/30)	2010/8/30～
2	6	全段階に共通	有価で引き取られている共製品／副産物の取り扱い	当該製品の生産に伴い発生し、有価で引き取られているものについては、副産物(byproduct)と共製品(coproduct)の区別により、CO2排出量の算定方法が異なる。副産物については、廃棄物と同様に扱い、リサイクルの準備プロセスまでのCO2排出量を計上する。共製品については、当該製品と同様に扱い、当該製品との間で生産に伴うCO2排出量を配分する。こうした共製品、副産物の分類については、当面の間、個別PCRごとに判断し、将来の判断基準のルール化を目指す。	【例:各段階におけるプロセス】 ・廃棄物が有価で引き取られているものの取扱いについては、リサイクルの準備プロセスまでを計上する  【認定PCR「うるち米」PA-AA-01】 「玄米栽培から得られる稲わら、籾殻等が商品として外販されている場合は「副産物」として扱い、配分の対象とはしない。」 「・・・精米加工から生産される精米と共製品であるヌカの間での配分を行う場合は・・・」	第1回 (8/30)	2010/8/30～
3	6	全段階に共通	各ライフサイクル段階で発生する廃棄物の処理に伴うCO2排出量の計上方法	各ライフサイクル段階で発生する廃棄物(生産段階における端材や流通段階における輸送用梱包材等)の処理に伴うCO2排出量は、廃棄・リサイクル段階ではなく、発生した各ライフサイクル段階のCO2排出量として計上する	【例:生産段階におけるデータ収集項目】 ・生産段階における廃棄物等の発生量 ・廃棄物等の輸送に係る単位あたりのライフサイクルGHG排出量 ・廃棄物等の適正処理に係る単位あたりのライフサイクルGHG排出量	第1回 (8/30)	2010/8/30～

番号	PCR該当項目		テーマ	判断の内容	判断に関するPCRの記述例	委員会開催日	適用日
	No	項目					
4	7-2	原材料調達段階(データ収集項目)	歩留まりロスの原材料調達～生産等にかかるCO2排出量の計上方法	各ライフサイクル段階で発生する歩留まりロス(生産段階における端材等)の原材料調達～生産等にかかるCO2排出量は、ロスが発生した各ライフサイクル段階ではなく、その原材料調達あるいは生産等が行われた元のCO2排出量としてそのまま計上する。	【ふさわしくない例:生産段階におけるデータ収集範囲に含まれるプロセス】 ・生産段階で歩留まりロスとなる原材料の素材や部品の資源採掘	第1回 (8/30)	2010/8/30～
5	9-1	流通段階(データ収集項目)	店頭以外の販売プロセス(通信販売等)	通信販売に伴うカタログ等のCO2排出量については、カタログで取り扱う複数の製品間で価格による配分が行われている。これは、店頭販売のプロセスを暫定措置として対象外としたケースと同じ配分方法であることから、通信販売に伴うカタログ等についても、算定対象外とする。	(カタログ販売・通信販売プロセスは算定対象外)	第1回 (8/30)	2010/8/30～
6	附属書	国際航行距離	国際船舶の航行距離に関する参考データ	輸送シナリオで適用される国際船舶の航行距離については、事務局が用意する参考データに統一する(現在は、Lloyd's Register-Fairplay Ltdが発刊した文献に基づくものと、事務局が用意する参考データが混在している)。	(修正前)「国際船舶の航行距離については、Lloyd's Register-Fairplay「Ports & Terminals Guide 2003-2004」の距離データを使用する。」 ↓ (修正後)「国際船舶の航行距離については、事務局が用意する参考データを使用する。」	第1回 (8/30)	2010/8/30～
7	附属書	ライフサイクルフロー図	ライフサイクルフロー図における算定対象範囲の明確化	製品のライフサイクルフロー図には、凡例などを設けて、算定対象範囲を明確にする。また、「販売プロセスに係るGHG排出量」は算定対象外とすることとなったが、基本ルールの改定に伴い算定対象外となった旨を注意書き等で補うこととする。原則として、算定対象外については、点線で囲う。	(PCR原案テンプレートの修正により対応)	第2回 (9/17)	2010/8/30～ (遡って適用)
8	附属書	ライフサイクルフロー図	フロー図の描き方	ライフサイクルフロー図は左から右、上から下の順番に並べることを原則とする。	(フロー図の矢印を適切に描くこと)	第6回 (11/26)	2010/11/26～

番号	PCR該当項目		テーマ	判断の内容	判断に関するPCRの記述例	委員会開催日	適用日
	No	項目					
9	13-3	追加情報の表示	比較表示	比較表示(削減率などの表示)を行う際には、比較表示ルール(平成23年3月中発行予定)に従う。	(PCR中に特に書かなくとも比較表示ルールを用いて追加表示が可能)	第9回 (1/14)	2011/1/14～
10	附属書	製品使用のシナリオ	加熱調理のシナリオ	多様な調理方法が想定される食材の調理シナリオについては、「野菜および果実」PCRで用いられている統計データにもとづく加熱/非加熱のシナリオを活用する。	(「野菜および果実」PCRの附属書E)	第13回 (2/25)	2011/2/25～
11	7、8	原材料調達段階、生産段階	農産・水産・畜産関係のPCRの生産プロセスの位置づけについて	PCRを主に作成する者が基本的にはプロセスの各段階への位置づけを決定することとするが、農産、水産、畜産の1次産品を、名称・対象範囲に持つPCRについては、生産者の係る生産プロセスを必ず生産段階に位置づけるものとする。 なお、認定済のPCRについては当面修正を求めない。	(農産、水産、畜産の1次産品を、名称・対象範囲に持つPCRについては、生産者の係る生産プロセスを必ず生産段階に位置づける)		2011/9/1～